

香川県条例第37号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
（定年） 第3条 略 附 則 （定年に関する経過措置） 9 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師並びに病院において看護業務又は助産業務に従事する看護師については、この限りでない。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		（定年） 第3条 職員の定年は、年齢65年とする。 附 則 （定年に関する経過措置） 9 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、病院、保健所、社会福祉施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、この限りでない。 <table><tr><td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr><tr><td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr><tr><td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr><tr><td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr></table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
略											
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年										
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年										
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年										
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年										

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。